

「共に生きる社会の実現をめざして」

ニュースレター

特集 強度行動障害者への支援

第59号

平成31(2019)年
1月1日発行



上毛かるた「許諾第30-02069号」

高崎の街を見守る白衣観音（「白衣観音慈悲の御手」として群馬の自然や歴史を題材とした「上毛かるた」に詠われている）

高崎市西部にある標高150メートルの「観音山」。その山頂にそびえ立つのは、白衣観音です。

今や群馬のシンボルともいえる白衣観音は、さかのぼること80年ほど前、高崎市出身の実業家によって建立されました。

1936年（昭和11年）、完成したばかりの白衣観音の立像は、高さ41.8メートル、重さ5985トンであり、当時、「東洋一大観音」とたたえられ、訪れた人々を驚かせたとのこと。

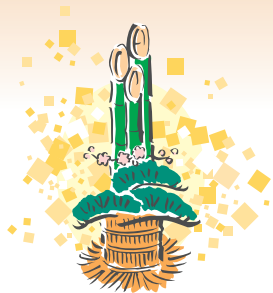
観音像は1998年（平成10年）に「たかさき都市景観賞」受賞、2000年（平成12年）には、国の「登録有形文化財」に指定されています。

※国立のぞみの園は、白衣観音の裏手に位置しています。



独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園



新しい年を迎えて

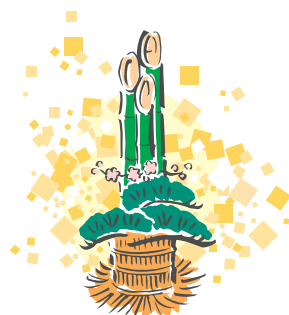
理事長 深代 敬久

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

昨年はのぞみの園にとりまして、第4期中期目標期間の初年度でありましたが、皆さまのご協力もいただき、概ね順調にスタートを切ることができました。2年目となる今年は、目標とする取組をさらに強化、充実させていきたいと考えております。

ニュースレターによる情報発信は、そうした重要な取組の一つであり、より役立つ誌面作りに努めて参りますので、皆様のご意見、ご要望をお寄せいただければ幸いです。

本年が、皆様にとって実りの多い一年になりますことを祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



CONTENTS

【特集】

強度行動障害者への支援

- 強度行動障害を有する利用者への支援 03
- 強度行動障害を有する利用者への支援の実例 04
- あきらめない支援
ー 著しい行動障害等を有する者の受入を開始して11年目を迎えましたー 06
- 平成30年度 強度行動障害支援者養成研修実践報告会の開催
ー プログラムー 08
- 強度行動障害支援者養成研修実践報告会【東京会場】
ー 実践報告の紹介ー 09
- 強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び
運営マニュアルの作成に関する研究
ー 新カリキュラム（案）作成方法と改定ポイントー 12

【養成・研修】

- 公認心理師養成に関わる実習受入 14
- 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携
ー 「発達障害者地域支援推進事業実地研修」をのぞみの園において開催ー 16

【実践レポート】 18

- 診療所での医療サポート
のぞみの園における感染症ー特に耐性菌と院内感染についてー

【調査・研究】 20

- 平成30年度 調査・研究の進捗状況
(厚生労働科学研究費補助金)

【共に生きる】

- コラム：第16回のぞみふれあいフェスティバル開催 22
- のぞみの園ふれあいゾーンだより 23

【INFORMATION】

- 研修・養成 24
 - I 国立のぞみの園福祉セミナー 2018
 - II 矯正施設を退所した知的障害者への支援研修
 - III 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究
 - IV 国立のぞみの園支援者養成現任研修
- NOZOMINOSONO BOOKS 25

強度行動障害を有する利用者への支援

生活支援部長 田口 茂幸

行動障害が著しい知的障害児・者の存在と支援の難しさについては、昭和40年代より指摘されていましたが、強度行動障害という用語が初めて登場したのは、昭和63年行動障害児（者）研究会による「強度行動障害児（者）の行動改善及び処遇のあり方に関する研究」の報告書です。この報告書の中の定義では、「精神科的な診断として定義される群とは異なり、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的他人害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難な者であり、行動的に定義される群」とあります。この定義に加えて、「家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態」という但し書きも付けられています。つまり、精神医学的な診断（精神遅滞、自閉症、統合失調症等）をされているものとは別に、家庭での療育や事業所等での支援において努力はしているが、行動面の問題が継続している状態につけられる呼称が「強度行動障害」ということになります。

のぞみの園の前身である国立コロニーは、昭和46年に開設され、多くの入所者を受入れてきましたが、中には異食・浮浪・破衣・自傷・弄便といった問題となる行為を行う利用者もいました。当時は強度行動障害という概念はなく、支援方法も確立しておらず、職員の経験や思いつきで場当たりの支援を行ってききました。そのような支援でも問題行動の改善が図られたケースもありましたが、職員の個人的な技量やセンスによるところが大きく、現在行われている標準化された支援とはかけ離れたものでした。

のぞみの園は、平成15年10月に独立行政法人となり、重い障害のある人たちの自立のための総合的な支援を行うことを目的として、モデル的支援の実践、調査・研究及び養成・研修を一体的に行う事業体に生まれ変わりました。独立行政法人としてのミッションは、障害福祉行政の課題の解決に資する事業を展開すること、そして、これらの事業の成果を全国に発信し、全国の関係施設・事業者の支援の向上に寄与することです。著しい行動障害のある人たちの支援については、全国の関係施設、事業所で直面している困難な事例の典型であり、障害福祉行政の課題の一つでもあります。

のぞみの園において著しい行動障害を有する利用者を新たに受入れるまでには、幾つかの転機がありました。最初の転機は、地域移行を目指して一人ひとりのニーズに対応した専門性の高い支援を提供するために、平成17年に行われた生活寮の再編です。再編の一環として、自閉症の症状の重い人、著しい行動障害のある人の生活寮（あじさい寮：男女混成寮）を創設しました。二つ目の転機は、平成20年度から3年間に亘り、自閉症と発達障害の専門家を招聘したことです。全職員を対象に、自閉症への理解と支援の在り方について毎月講義していただくとともに、支援の現場では支援技術に関して指導・助言を

していただきました。また、少数精鋭の勉強会も定期的に行っていました。専門家に指導・助言を受けたことにより、現場の支援員は支援技術の向上のみならず、意識改革にも繋がりました。教授していただいた支援技術や考え方をベースに、経験とさらなる学習を積み重ね、現在の標準化された支援となっています。

三つ目の転機としては、平成21年の地域移行で、地元岐阜市に戻った利用者を岐阜市のケースワーカーが見て、のぞみの園への入所前との変貌ぶりに驚き、のぞみの園に入所することによって、これ程落ち着くことが出来るのであれば、支援に窮している利用者を期限付きで良いので入所させて欲しい、と岐阜市の障害福祉課から依頼があったことです。ここから、著しい行動障害を有する利用者の有期限入所が始まりました。また、男女混成寮であったあじさい寮は、21年2月に分割され、あじさい寮は女性寮となり、新たに男性寮としてかわせみ寮が創設されました。

有期限利用者を受入れてから地域に戻るまでに、以下の4つのステージに沿って支援をするとともに、定期的に関係機関と会議を持ち、情報を共有しています。ステージ1：食事や睡眠を中心としたADLが安定し、安全に1日を過ごせる段階、ステージ2：生活寮の中で日中活動を行うなど、適切な生活リズムを整え始める段階、ステージ3：生活寮を出て、午前および午後と日中活動の場所へと通う段階、ステージ4：自閉症の症状の重い人、著しい行動障害のある利用者を支援する生活寮から他の生活寮へ移り、安心して暮らすことができる段階です。

のぞみの園での支援を経て、劇的に行動障害の状態が改善されたケースもありますが、残念なことに改善に時間を要するケースもありました。その一番の原因は行動障害を有するに至った要因だと言えます。一般的に知的障害が重く、自閉症の特徴が強い人ほど行動障害の状態が現れ易いといわれており、支援方法も自閉症の障害特性に対応したものとなっています。支援が困難な利用者の多くは、知的障害、自閉症に加え、精神病や幼少期の被虐待の生育歴等があります。そのような利用者に対する、より効果的な支援の確立が今後の課題といえます。

平成21年度から平成29年度末（第3期中期目標期間終了時）までに、著しい行動障害を有する利用者を18人受入れ、7人が地域移行されています。この間は、年2～3人の受入れでしたが、第4期中期目標期間では、ニーズの多さから大幅に受入れ人数を増やしていくことになりました。第4期中期目標期間には78人を受入れ、強度行動障害に特化した寮（定員10名）をあじさい寮・かわせみ寮に加え2か寮増やす予定です。受入れ人数を増やすにあたり、ハード面の整備、職員のスキルアップ、適切な職員配置等が急務となりますが、早急に対応し、関係機関との連携を図りながらモデル的支援の実践に全力で取り組んでまいります。

強度行動障害を有する利用者への支援の実際

生活支援部生活支援課かわせみ寮生活支援員 鈴木 嶺太

著しい行動障害等を有する者は、器物損壊行為、自傷行為、異食行為、特別な医療的ケアを必要とするなど支援が困難で、他の障害者支援施設、事業所での受入れが難しいケースが多く見られます。このような状況の中、のぞみの園において、有期限のモデル的支援を行うとともに、他の障害者支援施設・事業所が活用できる情報の提供、普及を進めています。本稿では、その実践例を紹介します。

I. プロフィール

名 前：Aさん（20代、男性）
診断名：知的障害・自閉症・先天性代謝異常ガラクトース血症エピソードメラネーゼ欠損症
療育手帳：A2
障害支援区分：5
家族構成（現在）：母・姉

II. 生育歴

4歳：自閉症傾向と指摘される
10歳：自閉症と診断（小学校は特別支援学級）
ガラスを割る等の行為がみられる
12歳：特別支援学校中学、高等部に入学
器物破壊行為、担任教師や母親への他害行為がみられる
18歳：2カ所の事業所を併用する
器物破壊行為が激しくなる
23歳：父親急逝、母親一人では対応できず精神科病院に入院となる
24歳：のぞみの園有期限入所（かわせみ寮）

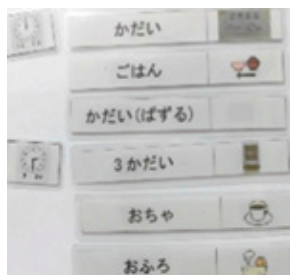
III. 支援の経過

①受入準備

事前に提供された情報を支援員間で共有し、支援をするうえで不足している情報を相談事業所より得ました（あじさい・かわせみ寮の視点で具体的な支援に活用できる独自のワークシートへの記入、及び不明な点への質問）。それらの情報から



スケジュール ひらがなと絵を併用（写真1.2）



Aさんに適していると考えられるスケジュール（写真1.2）、自立課題、居住環境を整える等の準備を行いました。

②入所当時

入所初日より、クッション材をむしり取る器物破壊行為が始まり、タンス、ベッド、換気扇カバー等の破壊（写真3.4）と徐々にエスカレートしていきました。また、「背が高く、騒がしい人が苦手」という事前情報のとおり、それに当てはまる他利用者に対して叩く等の他害がみられました。



破損した布団（写真3）



天井の照明（写真4）

支援としては、スケジュールと自立課題を導入して1日の流れが分かるようにしました（スケジュールの表示はひらがなと絵を併用）。他害行為に及ぶ時間帯に落ち着いて過ごせるように、CDプレイヤーで音楽を聞いてもらう等の余暇支援を行いました。（写真5）



余暇時間に音楽を聴くAさん（写真5）

③入所～8か月

精神科を受診した際に、Aさんにとって不快な刺激（苦手な利用者の姿や声）を避けるように、と助言を受けたこともあり、他害行為の軽減に向けて、苦手な利用者との動線が重ならないように、食事や日課の時間をずらす等のスケジュール調整を行いました。

日中活動は、生活寮から歩いて7～8分のところにある「すまいる工房」で行いました。（写真6）「すまいる工房」は、集中して作業が出来るように構造化されています。作業内容は利用者によって異なりますが、Aさんには、自立課題を提供しました。「すまいる工房」に行けない時は、寮内にて日中活動を行いました。

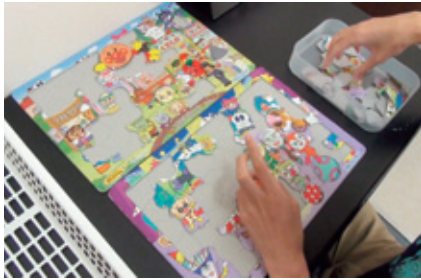
自立課題は、本人の興味関心があることを前提に能力・習熟度に合わせて変更していきました。一番好きな課題は、パズル（写真7）で、パズルをやっている時は苦手な利用者の

声も耳に入らないほど集中していました。集中して過ごせる時間が増えていくことで、生活全体に渡り落ち着いて過ごせるようになってきました。



すまいる工房での作業風景（写真6）

要求や思いを上手く伝えることができず、放尿や職員室のドア蹴り等がみられることもありましたが、過敏に反応しないで対応することで、落ち着きを取り戻すことができました。

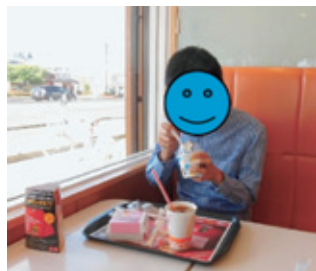


好んで行ったパズル（2つ同時）（写真7）

④9か月～

日中活動を中心に生活のリズムが整えられたこと、スケジュールにより見通しが持てるようになったこと、冊子型のリマインダー（意思を伝えるために写真や簡単な言葉で記したファイル）を導入することで、意思を伝え易くなったこと等により、器物破壊行為・他害行為はほとんどみられなくなりました。

精神科の受診は月に1度の頻度でしたが、安定した生活が送れているため、2か月に1度の頻度に変わっていきました。また、入所前から現在までに服薬内容の調整がなくても生活することができていました。買い物や温泉等への外出やバーベキュー等の行事にも楽しんで参加していました。（写真8・9）



買い物、ファーストフード店で昼食（写真8・9）

IV. 支援に必要なもの

①情報共有の徹底

情報共有は、チームでの支援の最初の一步となります。情報を共有し共通認識を持ちながら様々な視点でその人を捉え、支援を構築していくことが大切です。

②スピード感

入所前の情報により、受入れ準備を行います、想定通り

にならないことも多々あります。その時の軌道修正は、スピード感を持って行うことが必要です。

③チーム支援・統一した支援

職員によって支援が異なれば、利用者は混乱してしまうので、統一した支援は大前提ですが、職員にとっても支援に行き詰まった時に一人で抱え込まないように、チーム支援・統一した支援の意識を常に持つことが重要です。

④医療との連携

強度行動障害を有する人は、精神疾患を重複しているケースも多く、定期的に精神科を受診し、生活寮での支援内容や本人の状態を報告し、服薬調整や助言をもらうことは必要不可欠です。

⑤支援の見直し

支援は1回やったら終わりではなく、常に続いて行くものです。利用者の状態も一定ではありません。行動障害を有する人は環境の変化に弱く、新しい利用者が入ってきたり、職員の異動があっただけでも、安定していた生活が崩れてしまうこともあります。そのため、アセスメント→計画→実施→評価の繰り返し（PDCAサイクル）が必要です。また、それを行うためには記録が重要です。

⑥移行先への引き継ぎ

のぞみの園で落ち着いた生活が出来るようになって、それがゴールではありません。他の障害者支援施設・事業所が活用できる情報の提供、普及を進めることが、のぞみの園の役割です。具体的には移行先に、日常の生活の様子を記録したDVDや、支援の手順等をわかりやすく解説したサポートブックを作成し引き継ぐこととなります。また、必要に応じてフォローアップも行っています。

V. 最後に

一般的に知的障害が重く、自閉症の特徴が強い人ほど行動障害の状態が現れ易いといわれており、支援も自閉症の障害特性に対応したものになっています。

具体的には

- ・言葉を聞いて理解することは苦手
→視覚的に理解することは得意
- ・抽象的なことの理解は難しい
→具体的なことの理解は得意
- ・変更は苦手
→いつもと同じだと安心出来る
- ・経験していないことを想像することは難しい
→経験したことはよく覚えている
- ・一般化（応用）は苦手
→その場で学んだことはできる

このような障害特性があります。これらの障害特性を踏まえて支援が組み立てられています。どんなに熱心に支援しても障害特性を理解していなければ、2次障害（行動障害のさらなる悪化）を招くだけです。強度行動障害を有する人の支援では、障害特性の理解が何より大切です。

あきらめない支援 — 著しい行動障害等を有する者の受入を開始して11年目を迎えました —

事業企画部事業企画・管理課長 佐藤 孝之

のぞみの園では、重度知的障害者に対する自立支援の取組みとして、平成17年度より自閉症の重い人や著しい行動障害の人たちを受入れる準備を始め、平成21年度から受入れを開始しました。この取組みは、平成30年度からの第4期中期目標期間にも引き継がれ、本年度で11年目を迎えました。第4期中期目標期間では、著しい行動障害等を有する者へのモデル的支援の拡充を図ること、また、支援にあたっては、本人の特性を考慮した適切な支援プログラムを作成するなど、きめ細やかな対応に努めることが掲げられました。本稿では、平成30年度の取組み状況についてご紹介させていただきます。

I. 受入者数

平成30年度の受入者数は、これまでの実績や経験、さらに全国にはまだまだ多くの困難事例があることなどを踏まえ、年間10人と今までの受入者数を大幅に拡充し（表1）、また、受入れ利用者は3年以内に地域移行を目指すなど、高い目標が厚生労働省より示されました。このため、環境整備や職員の質の確保などが喫緊の課題となっておりますが、順次準備を進めるとともに、当法人診療部と連携し、自閉症の行動特性や行動障害が生じる背景などを把握しながら、支援の質の確保やスムーズな受入れに努めています。

表1. 強度行動障害者の受入者数と移行者数の推移

(H30.11.1現在)

	H21 実績	H22 実績	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 実績	H28 実績	H29 実績	計	H30 予定
受入者数	1人	—	2人	1人	2人	2人	3人	4人	3人	18人	10人
移行者数	—	—	—	1人	1人	—	3人	1人	1人	7人	2人

注1) H30移行者数2人については、H30.11.1現在までの実績である。

注2) 移行者数については、移行した年度で整理している。

II. 受入対象者

受入対象者についてですが、平成21年度の開始当初は「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者」と計画に掲げてありましたが、平成25年度（第3期中期目標期間）以降では「著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院等をしている知的障害者」と対象範囲を拡大して受入れをすることとなりました。受入れる方々は、平成30年度も引き続き、知的障害と自閉症や精神疾患等を併せ持っており、激しい自傷、他害、器物破損、異食、破衣行為などの著しい行動障害で、家庭や障害者支援施設などでの生活が困難になった方々や精神科病院の入退院を繰り返し、

受入先がなく、社会的入院を余儀なくされている方々を受入れ、福祉的支援と医療との連携により行動障害の軽減を図っていきます。

表2. 現在、入所中及び平成30年度入所予定の利用者

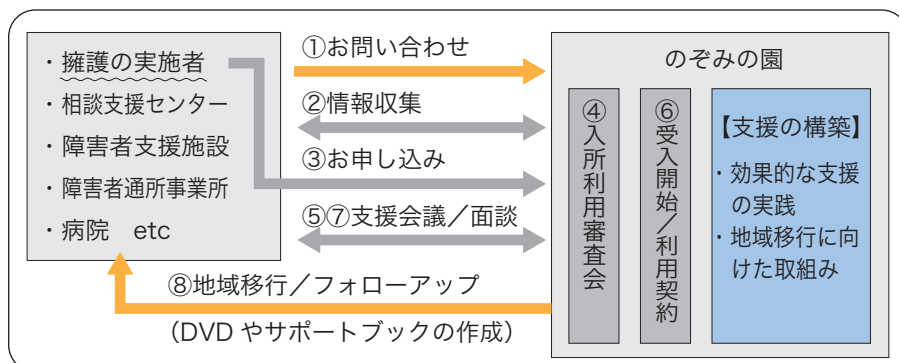
(H30.11.30現在)

	利用者	障害 支援 区分	診 断 名	利用者の状態	入所前の 住まい
1	30代以下	6	被害妄想症による脳挫傷後遺症 (てんかん精神運動発達遅滞)	他害、粗暴行為	病院
2	30代以下	6	知的障害、自閉症、てんかん	他害、暴言	病院
3	30代以下	6	知的障害、自閉症、てんかん	他害、パニック、 無断外出、拒食	施設
4	30代以下	6	知的障害、自閉症	器物破損、大声、パニック、 反社会的行動	自宅
5	30代以下	6	知的障害、自閉症	異食、他害	自宅
6	30代以下	5	知的障害、自閉症	器物破損、拘り、他害	病院
7	40代以上	6	ダウン症、知的障害	気管支狭窄のため医療的ケア が必要、自傷、拘り、パニック	病院
8	30代以下	6	知的障害、染色体異常、 てんかん	脱衣、自傷、奇声、医療的ケア が必要	自宅
9	30代以下	6	知的障害、自閉症	他害、自傷、不潔行為、脱衣、 肥満	自宅
10	30代以下	6	知的障害、自閉症、てんかん	他害、自傷、大声	自宅
11	30代以下	6	知的障害、行動特性から自閉症 の疑い	他害、粗暴行為、性的逸脱行為	自宅
12	40代以上	5	知的障害、自閉症、統合失調症	他害	病院
13	30代以下	6	知的障害、自閉症	拘り、器物破損、自傷、大声	自宅
14	30代以下	6	染色体異常、てんかん、 強度側湾門背	他害、不潔行為	施設
15	30代以下	6	精神遅滞、愛着障害	他害、脱衣、不潔行為	病院
16	40代以上	6	精神発達遅滞、自閉症	他害、大声	自宅
17	30代以下	6	知的障害、広汎性発達障害	他害、器物破損、無断外出、 暴言	施設
18	40代以上	6	精神遅滞、自閉症	パニック、他害、自傷、 器物破損、大声	施設

Ⅲ. 受入方法

受入れから地域移行までの流れは図1の通りです。まず、援護の実施者（市区町村）や相談支援センター、障害者支援施設などからの電話やメールによる問い合わせから始まります（①）。その後、のぞみの園より利用者の状況を確認するため、資料の作成（プロフィール表や障害特性を把握するためのワークシートなど）をお願いし（②）、資料が整いましたら最終的には、援護の実施者より申込みをしていただきます。（③）。援護の実施者が中心となり、家族、施設、相談支援センターや病院などの関係機関がチーム（以下「支援チーム」という。）となって支援することは、のぞみの園から移行後に地域での生活を支える体制を構築するためには、とても大切に重要なことと考えています。その後、のぞみの園内で入所利用審査会や理事会を開催し、利用開始となります（④⑥）。また、受入予定の利用者については、受入前に職員を派遣し、支援チームとの支援会議や利用者の面談をしています（⑤）。これは、のぞみの園でどのような支援が必要か、また、利用者の状況を資料からではわからない部分を確認し、効果的な支援を実践するために行っています。さらに、受入後も、のぞみの園と支援チームで支援会議を開催し、利用者の状況について、お互いに情報共有を図るとともに、移行に向けての準備を進めます。（⑦）。また、のぞみの園では、移行がスムーズに行えるよう、利用者の生活の様子を撮影したDVDや利用者の支援方法などを記載したサポートブックを作成しお渡しいたします（⑧）。

図1. 利用者の受入から地域移行までの流れ



Ⅳ. あきらめない支援

著しい行動障害の支援にあたっては、一人で悩まずチームで支えることと、「あきらめない」前向きな気持ちが必要と考えます。そのサポートができればと、のぞみの園では、困難事例や支援方法に悩んだ場合などに相談できる窓口を開設しています。また、自閉症をはじめとした、行動障害のある人に対する入所施設における実践事例集「あきらめない支援」を有償刊行物として販売しています。さらに、援護の実施者や障害者支援施設などからの要請に応じて、職員を派遣しコンサルテーションなども無料で実施しています（なお、交通費は依頼者のご負担でお願いします。）ので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

国立のぞみの園 事業企画・管理課事業企画係

電話：027-320-1366 FAX：027-320-1368

E-mail：webmaster@nozomi.go.jp

受付時間：月～金 9：00～17：00



内容：自閉症をはじめとした行動障害のある人に対する入所施設における実践事例集です。比較的年齢の高い人にとっても構造化のアイディアは十分活用できます。

いくつもの失敗を乗り越えながら、チームで取り組んだ具体的な方法を、写真や図表でわかりやすくまとめました。

【お問い合わせ／お申し込み先】

国立のぞみの園 研究部研究課

電話：027-320-1445〔平日 8:30～17:15〕

FAX：027-320-1391〔24時間365日受信可〕

平成30年度 強度行動障害支援者養成研修実践報告会の開催 — プログラム —

事業企画部研修・養成課研修係長 新井 美栄

東京会場は10月30日（水）KFC Hall&Roomsにて、大阪会場は12月7日（金）エル・大阪にて、それぞれ開催しました。内容は午前の部は昨年度開催の強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修と同様の実践報告と、事例のディスカッション、午後は厚生労働省障害者総合福祉推進事業補助金「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において行った調査の結果報告、意見交換を行いました。参加対象は、上記の内容に沿って、今回は参加基準を設け、各都道府県で強度行動障害支援者養成研修の講師または携わっている関係者の方、もしくは受講をされている方に限らせていただきました。両会場とも現状での課題に対するアプローチの方法やプログラムの整理、体制整備などを克服すべき数多くの課題について意見、情報交換が行われ、行動障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるための支援のあり方を考える場となったことが窺えました。

【東京会場】

（敬称略）

時 間	プ ロ グ ラ ム
10:00～10:10	開会 主催者挨拶
10:10～10:40	実践報告① 服部 敏寛 (社会福祉法人三富福祉サポートセンターハロハロ)
10:40～11:10	実践報告② 飯島 尚高 (NPO法人たんと。)
11:10～12:30	ディスカッション（先進事例の分析） 市川 宏伸（日本自閉症協会） 高橋 潔（弘済学園） 片桐 公彦（厚生労働省） 田中 正博（国立のぞみの園）
13:30～14:00	推進事業調査（報告）
14:00～15:00	研修カリキュラムの改善に関する質疑、意見交換
15:10～16:10	運営方法の改善に関する質疑、意見交換
16:10～16:30	まとめ、閉会

【大阪会場】

（敬称略）

時 間	プ ロ グ ラ ム
10:00～10:10	開会 主催者挨拶
10:10～10:40	実践報告① 福島 龍三郎 (社福福祉法人はる)
10:40～11:10	実践報告② 森口 哲也 (社会福祉法人福岡市社会福祉事業団か〜む)
11:10～12:30	ディスカッション（先進事例の分析） 松上 利男（社会福祉法人北摂杉の子会） 肥後 祥治（鹿児島大学） 片桐 公彦（厚生労働省）
13:30～14:00	推進事業調査（報告）
14:00～15:00	研修カリキュラムの改善に関する質疑、意見交換
15:10～16:10	運営方法の改善に関する質疑、意見交換
16:10～16:30	まとめ、閉会



強度行動障害支援者養成研修実践報告会【東京会場】 — 実践報告の紹介 —

研究部研究課研究係 佐々木 茜

今年度、当法人では障害者総合福祉推進事業補助金「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」において、強度行動障害支援者養成研修(以下、強行研修)の見直しを行っています。研究事業の一環として、去る平成30年10月31日(東京会場)及び12月7日(大阪会場)に、「強度行動障害支援者養成研修実践報告会」を開催しました。東京会場の実践報告では、社会福祉法人三富福祉会サポートセンターハロハロの服部敏寛氏と、NPO法人たんと。の飯島尚高氏より、先駆的な強度行動障害者への支援に関する実践例の報告が行われました。本稿では、東京会場の実践報告の概要について紹介します。

I. 相談支援の現場から

報告者：服部 敏寛氏
(社会福祉法人三富福祉会 サポートセンターハロハロ)

(1) 事例の紹介

服部氏は、相談支援専門員のお立場から、強度行動障害者支援の実践例について報告されました。支援対象者は軽度知的障害を伴う自閉スペクトラム症の方で、激しい自傷行為への対応にご家族は苦慮していたそうです。特別支援学校高等部卒業を控えながら、卒業後の行き先、過ごし方がなかなか決まらない状況でした。

服部氏は、まず特別支援学校高等部卒業後の生活の組み立てを行い、週5日の生活介護への通所のほか、週2回、行動援護による外出支援を計画しました。特に、外出支援時の自傷行為が頻発することが想定されたため、外出時の対応に注意を払い、職員の対応を一貫させるための支援手順書、自傷行為が発生した状況の記録をつける様式を作成しました。

サービス開始後2週間を経過した頃には、予想されていた自傷行為が頻発したため、すぐに関係者会議を行い、記録を元にした自傷行為の要因分析を行いました。その結果、対象者の自傷行為には①極度の不安、②回避目的、③要求目的の意図があるのではないかとわかりました。また、④分析不可(原因が不明であるもの)の自傷もあり

ました。そこで、①～④の要因についてそれぞれ対策を考え、プランを変更することとしました。

例えば、①の不安、②の回避、③の要求に対して、外出先を決める時には、視覚情報の処理が得意という対象者の特性に配慮し、視覚的に理解しやすい資料を用意し、丁寧な説明を行いました。また、④の分析不可については、当面は、服薬調整や激しい自傷時の緊急入院を視野に入れることにしました。その際、家族と医療機関を交えた連絡を密に行うことや、入院をした際には、幻聴・幻覚の可能性を視野に入れた見立てを行うことについての計画も確認しました。

こうした支援を継続したところ、自傷行為は減少してきました。また、記録を長期にわたり継続したことで、年間を通した変化の見通しが立つようになりました。例えば、楽しいイベントの後は好調になり、喪失感があったときには落ち込むといった傾向が見えてきたため、新たな楽しみを用意するなどの生活ベースのアプローチが中心になって



きたそうです。

（２）強度行動障害者支援に対して思うこと

服部氏は、「相談支援事業所が強度行動障害支援者養成研修を終了しているとこんな良いことがあります」として、以下のポイントを話されました。

①事業所からの相談に乗りやすくなる。

他のサービス提供事業所の方からは、「強行研修を受講して強度行動障害者支援の考え方を理解している相談員は、格段に話しやすい」という声が増えた。

②様々なツールを活かしてストレングスモデルで会議(事例検討)が進行できる。

氷山モデルの活用によって、表面的な問題だけではなく水面下の特性にどう対応するかという観点から難しい課題に向かい合い、共通の言語で事例検討をすることができるようになった。

③本人の強みを活かすための合理的配慮事項を関係各所に論理的に説明できる。

本人の苦手さを改善することばかりに目が向いている事業所に対して、対象者への配慮事項を論理的に説明できるようになった。

④医療との適切な連携体制が作りやすくなる。

医療機関にどのような説明を行ったら良いか理解でき、双方向の協力関係が強まった。

強度行動障害のある方の地域生活を支えるには、チーム支援が欠かせません。支援チームのマネジメントの中心となる立場である相談支援専門員が、強度行動障害者支援の考え方を理解していることで、支援チーム全体が同じ方向を見て支援対象者を支援しやすくなることが示された実践報告でした。

Ⅱ．生活介護事業所の取組

報告者：飯島 尚高氏
(NPO法人たんと。)

飯島氏は、運営されている法人には強度行動障害を有す

る人が多く利用されていて、このような利用者に合った余暇活動や、個別外出の支援を行うほか、強度行動障害の対応で困っている他の事業所にコンサルテーションに入り、支援に関するアドバイスをを行っているそうです。今回の実践報告では、コンサルテーションを行った際に関わった事例について報告されました。

（１）事例の紹介

①生活介護事業所へのコンサルテーション

飯島氏は、地域のある生活介護事業所から、「他害や破壊行動があり対応に困っている利用者への対応を教えてください」と依頼され、コンサルテーションを開始しました。

開始当初は、職員の間にも他者から助言を受けることや、「一人の利用者を特別扱いするのか」と反発があったそうです。飯島氏は、「職員の皆さんが支援の考え方を学ぶために、まずは一人の利用者を対象としてやってみましょう」と働きかけ、物理的構造化、ワークシステム、ルーチン、視覚的構造化といった強度行動障害者支援の基礎を身につけてもらうことから始めました。１週間ごとに宿題を出し、結果を検証するOJTを繰り返し、知識の普及を図ったとのこと。そうすることで、１対１の支援が欠かせなかった対象者が、スケジュールに沿って一人で行動できることが増えたそうです。こうした対象者の変化を体感することで、事業所職員全体に安心と気持ちの余裕が生まれました。

こうした実践を積み重ねることで、事業所全体に変化が生まれ、この飯島氏のコンサルテーションを受けた事業所では、強度行動障害者の受入れが２人から５人に増加したそうです。さらに、このような強度行動障害者を受入れられる事業所を増やしていくことで、強度行動障害を有する人の受入れ先が見つからなかった状況から、少しずつ行き先を見つけられるようになるといった地域全体の変化にも繋がりました。

②医療と連携したコンサルテーション

続いて報告された事例の対象者は、気に入らないことがあると自宅の物を破壊する行為が見られ、対応に苦慮されていた事例です。破壊行為の原因が分からないため、その

場しのぎの対応にならざるを得ず、最終的には精神科、医療機関への入院を繰り返す状況だったそうです。

そんな中、依頼を受けて飯島氏がコンサルテーションを開始し、破壊行為の原因を分析したところ、自分の思いをうまく伝えられないことが破壊行為の原因として見えてきました。そこで、入院期間を利用して、対象者のコミュニケーション能力のアセスメントを行いました。PECSなどのコミュニケーション代替ツールを導入したところ、対象者が食べたい物を知らせる、気分に合わせて飲み物を選ぶようになるなど、適切にコミュニケーションを取れることが増えました。それに伴い破壊行動も減少し、退院後も事業所内で、自立して活動できる時間も増えていきました。

(2) 強度行動障害者支援に対して思うこと

飯島氏は、「研修を受けていても、支援現場でその知識をどのように実際に使っていくのかわからない」という支援現場の課題を重要視し、強度行動障害者支援者養成研修受講後のフォローアップの仕組みや、経験者が自分の事業所を超えて他の事業所や地域をサポートしていくような仕組みができるようになることが、今後のポイントだと話されました（下図）。

学びと実践を繰り返す仕組みが地域を強くするが、核になる人材が少なく研修を実践で活かせていないと感じています。



地域によって、強度行動障害者への支援力には差がありますが、細やかなコンサルテーション活動を通して、強度行動障害のある方の地域の居場所を広げていく様子を知ることができる報告でした。



Ⅲ. 事例報告へのコメント

事例報告後、報告事例についてディスカッションを行い、障害者総合福祉推進事業の検討委員、ワーキンググループの構成員などから、実践報告に関連して発言のあったコメントの一部を紹介します。

- ・様々な現場で強度行動障害者支援に関わる際に重要なことは、支援の一貫性である。そのことがきちんと伝えられる相談支援専門員やコンサルテーションできる人を、全国的に増やしていかななくてはならない。
- ・行動障害が激しくなり、対応に困るのは思春期以降だが、幼児期から芽がある。児童期からの予防的関わりが大事。様々な場で強度行動障害に関する共通の知識が浸透することが重要。

Ⅳ. おわりに

実践報告会午後のプログラムでは、強度行動障害者支援者養成研修のカリキュラムや運営方法に関して、参加者同士でグループディスカッションを行い、意見を頂戴しました。頂戴した意見については、13ページをご覧ください。また、大阪会場の実践報告内容につきましては、次号のニュースレターにてご紹介いたします。

最後に、ご多忙の中、事例報告を快く引き受けてくださいました報告者のおふたり、ディスカッションにてコメントをくださった登壇者の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

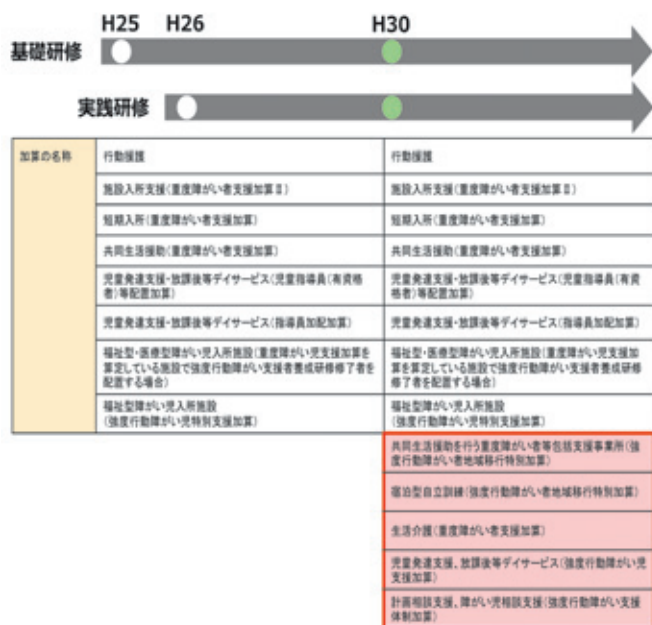
強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究 — 新カリキュラム(案)作成方法と改定ポイント —

研究部研究課研究係 村岡 美幸

平成30年度障害者総合福祉推進事業補助金「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究」の概要については、第58号で紹介したとおりです。本稿では、研究の概要を簡単に振り返りつつ、検討委員会及び運営マニュアルワーキング、カリキュラム作成ワーキングを通してまとめた、現時点での新カリキュラム改定のポイントと、10月の実践報告会（詳細は前頁参照）で行った本研修のカリキュラム等に関するディスカッション内容の一部をご紹介します。

I. なぜ研修のカリキュラムを新しくするのか

平成25年につくられた強度行動障害支援者養成研修（以下、強行研修）は、平成30年度の障害者福祉サービス等の報酬改定により、加算対象事業が新たに5つ追加されました（下図）。これにより、各地方自治体では、これまでよりも多様な職種や経験を持つ受講希望者が増加することが見込まれるため、カリキュラムや運営方法を今一度見直すこととなりました。



II. 新たなカリキュラムをつくる過程

新たなカリキュラムをつくるにあたっては、「みんなでつくる」をテーマに、大きく次の3つの取組を行いながら進めていくことにしました。

①アンケートの実施

平成30年8月に、都道府県の強行研修担当者を対象に行い、研修への意見等を収集しました。

②実践報告会の開催（前頁参照）

都道府県研修の企画・運営・講師等を対象に参加を募り、新カリキュラム案等について意見を収集しました（10月東京・12月大阪にて）

③委員会などの開催

研究検討委員会及びワーキンググループを設置し、カリキュラムや研修の運営についての議論を延べ8回程度行いながら、新カリキュラム（案）や運営マニュアルを作成していきます。

（敬称略）

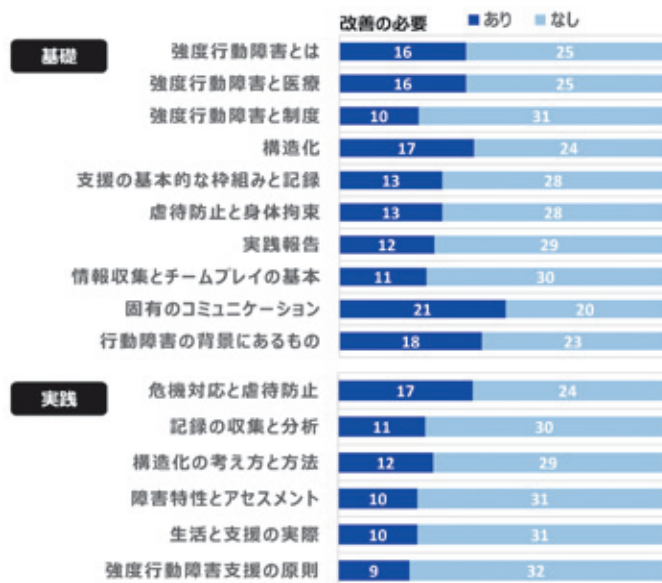
	氏名	所属
研究 検討 委員 会	市川宏伸	日本自閉症協会
	高橋潔	弘済学園
	田中正博	全国手をつなぐ育成会連合会
	野口幸弘	西南学院大学
	福島龍三郎	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
	松上利男	社会福祉法人北摂杉の子会
	井上雅彦	鳥取大学
	肥後祥治	鹿児島大学
	伊豆山澄男	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	田口正子	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
研 修 カ リ キ ュ ラ ム 作 成 W G	大友愛美	サポートセンターこころんく東川
	川西大吾	社会福祉法人旭川荘 たかはし障害者支援センター
	佐藤朋幸	大阪府立砂川厚生福祉センター 自立支援第一課
	中野善恵	社会福祉法人はるにれの里
	西田武志	南山城学園
	森口哲也	障害者行動支援センターかへむ
	福島龍三郎	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
	古川慎治	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	服部 敏寛	社会副書法人三富福祉会 ハロハロ相談支援部「からりと」
	加藤潔	国立障害者リハビリテーションセンター
運 営 ・	林克也	国立障害者リハビリテーションセンター
	飯島尚高	特定非営利活動法人たん
	中村公昭	社会福祉法人緑の風ジョブサポートプラザ・ちよだ
	清水清康	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

*運営＝運営マニュアル作成WG

Ⅲ. カリキュラムの改定ポイント

—アンケート・検討委員会・実践報告会を通して—

都道府県アンケートを実施した結果、現行の強行研修カリキュラムに改善の必要性を感じている自治体研修担当者は、全体的には3割程度でしたが、カリキュラムごとに見ると、「構造化」「固有のコミュニケーション」「行動障害の背景にあるもの」「危機対応と虐待防止」で、4割から5割の人が改善の必要性を感じていることが分かりました（下図）。具体的には、体験や演習の時間を増やして欲しいという要望が多く聞かれました。



検討委員会やワーキングでは、調査の結果に加え、各自の講師経験等も踏まえながら、強行研修に欠かせないキーワードについて検討を行いました。

委員会 & ワーキングで検討した研修に関わるキーワード

- スタッフマネジメント
- 予防
- 自閉症スペクトラム症の人とは(イメージ)
- 自閉症スペクトラム症の特性
- 合理的配慮
- チームアプローチ
- 記録
- 行動でとらえる
- シミュレーション
- 生活のしづらさ
- リアリティが感じられるように
- 行動障害のメカニズム
- 未学習、誤学習
- 作られる障害=作ってはいけない
- ライフステージ
- 保護者の気持ち
- 強度行動障害支援の意義(理念)
- 理解・支援・余暇
- アセスメント・支援・連携
- 児童期の予防の観点
- 行動障害のサイクル
- スーパービジョン・事例検討
- 事前研修と研修で用語に慣れる
- 自分の職場の課題が見いだせる
- 解決のために必要な方法に気づく
- 全体のストーリー性があることが大切
- マネジメント
- 現場に即した
- 構造化の説明を詳しく
- 表出性コミュニケーション
- 基礎知識の共通理解
- 機関連携は医療、教育、家庭を含める
- 支援者ケアの大切さ
- 構造化、氷山モデルを丁寧に



実践報告会では、実践の報告だけではなく、強行研修に

おける課題や新カリキュラム案に対する意見等を参加者同士がグループになって交換し、まとめ、発表してもらいながら、会場全体で情報を共有する時間を設けました。参加者からあげられた意見等の一部を、下記にご紹介します。

- 都道府県毎に研修ベース(全国ネット版とのぞみの園版)にばらつきがある。
- グループワークが、講師陣が意図する形で進まない難しさがある。
- ロールプレイはリアリティが高まってよいが、100人以上集まる研修でうまく実施できるのか。
- チームプレイは大切だが、管理職の問題も強い気がする。管理職向けの研修も必要だと感じる。
- 学齢期ということで、学校の先生の学習も重要と考える。研修に先生の参加枠を設けている県もあった。
- 講師の確保、運営スキルに課題がある。
- 都道府県によって研修実施事業者の基準に差がある。研修のレベルに差が生じてしまうのではないかな。
- 新カリキュラム・運営マニュアル等の完成時期、運用時期は？

なお、今回の改定では、次の3点は従来通り変更しないこととしています。

- ①基礎・実践 12 時間ずつ。
- ②行動援護研修とは分けない。
- ③特に基礎研修は、初心者でも内容が理解できる基礎的なものとする。

以上を踏まえ今回は主に、下記(上段)のとおり改定する方向で、また、行動障害のある障害者の状態像や支援技法に関する知識がない受講者でも、学びやすい研修となるよう、下記(下段)のようなストーリー性を持たせる方向で、新カリキュラム(案)作成の作業を進めています。なお、テキスト動画等の教材作りは、次年度以降に取り組む予定です。

基礎研修：27項目中9項目を変更 実践研修：18項目中8項目を変更

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ・演習「固有のコミュニケーション」を「困っていることの体験」に変更、拡大 | ・「組織的なアプローチ」の講義を追加 |
| ・「チームアプローチ」の講義に演習を追加 | ・「行動障害のある人の家族の想い」を基礎研修へ移動 |
| ・「虐待防止」の講義の中に「支援者のメンタルヘルス」を追加 | ・「虐待防止」は基礎研修で手厚く学ぶ |
| ・「強度行動障害と制度」の内容を「虐待防止」のコマに含めた | ・「関係機関との連携」の講義を拡大し、医療だけでなく、教育、家庭との連携を追加 |
| ・映像視聴を追加 | ・映像視聴を追加 |



公認心理師養成に関わる実習受入

事業企画部次長 古川 慎治

現代社会において、心の健康の問題はきわめて重要な問題となってきており、教育の現場・医療機関、その他一般企業等も含めて、様々な場所においての心理職の活用促進が喫緊の課題になっています。そんな状況を受け、心理学に関する専門的知識及び技術をもつ公認心理師の資格が創設され、公認心理師法が平成29年9月15日に施行されました。その公認心理師法で、公認心理師になるために必要な科目が規定されており、特にその中で「実習科目」については、「心理に関する支援を要するものなどに対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で非常に重要な科目」と位置づけられています。その受入れに関する協力依頼の通知（資料参照）が、文部科学省・厚生労働省の連名で発出されており、その中で文部科学大臣・厚生労働大臣が定める実習先として、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」と記載されているところです。それを受け、当法人内において、公認心理師養成に関する実習受入れについて、具体的な検討を行ってきました。

実習概要は、対象として大学と大学院があり、それぞれ規定される実習内容等が異なります。具体的には、大学では見学等が中心になっており、大学院では見学だけではなく、支援の実践が要求されます。実習場所は、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（主要5分野）が規定されており、当分の間は医療機関を必須とすること

となっています。大学は医療機関のみで行うことも認められますが、大学院は医療機関の他に、主要5分野のうち3分野以上で行うことが望ましいとしています。実習時間は大学80時間以上、大学院450時間以上とされています。実習指導者については、大学は実習生15人に対して1人以上、大学院は実習生5人に対して1人以上となっています。当法人では、検討の結果、来年度は大学を対象とした実習の受け入れを行うこととしました。

大学の実習80時間以上については、先に述べたとおり、医療機関が必須になっており、主要5分野のその他の分野との合計時間が80時間を超えることで良いとされていることから、当法人ではそのうちの35時間を実習時間として想定し、5日間で行うプログラムとしました。実習の趣旨が「心理に関する支援の必要なものを理解する」という観点であることから、総合施設としての機能を生かしたプログラムとして、法人内の障害児・者支援を行う生活支援部・診療部(看護課・発達支援課)・地域支援部(就労・活動支援課)の3部を通じて実習を行い、多岐にわたる障害者支援の実際に関わってもらえることを重点とし策定しました。

新しい分野の実習であるため、今後、受け入れ人数や実際のプログラム・時間配分などについて、大学側と検討を行い、よりよいものとして提供できるよう研鑽していく所存です。また、将来的には、国立の肩書きを持つ総合施設として、より専門性の高い大学院の受け入れについても視野に入れ、検討を行っていく予定です。



29文科初第883号
 障発0915第11号
 平成29年9月15日

各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
 高橋 道和

(印影印刷)

厚生労働省社会・援護局
 障害保健福祉部長
 宮崎 雅則

(印影印刷)

公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力のお願いに
 ついて（依頼）

今日、心の健康の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、その他企業をはじめとする様々な職場における心理職の活用は、喫緊の課題となっています。

このような状況を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めてその業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として、公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）が平成29年9月15日に施行されました。

公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条及び第2条において規定している公認心理師となるために必要な科目のうち、施行規則第1条第25号及び第2条第10号に掲げる科目（以下「実習科目」という。別添1参照）は、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で、非常に重要な科目となっています。

当該実習科目を行う実習施設は、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）により定められており（別添2参照）、貴職におかれましては、こうした法及び実習科目の趣旨を御理解の上、公認心理師の養成において実習教育の場が円滑に確保されるよう、実習生の受入れについて、都道府県教育委員会、貴管内の市区町村や各施設、事業所等への御周知も含め、特段の御支障・御配慮を賜りますよう、御協力をお願いします。

【本件担当】
 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
 電話：03-5253-4111（内線4950）
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

- 1 -

上記の配置人数	る。
○学外施設の実習指導者 実習生15人につき一人以上（実習の実施時） やむを得ず実習指導者が実習生を指導することが困難な場合は、大学の実習担当教員が実習施設において実習生に指導を行うことも可能であること。	○学外施設の実習指導者 実習生5人につき一人以上（実習の実施時） 当該学外施設に実習指導者がいることが必要であること。

（注）「大学における実習科目」欄の「大学」には、専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が認めたものに限る。）も含む。

別添2

公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成29年文部科学省・厚生労働省告示第5号）

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
- 地域保健法（昭和22年法律第101号）に規定する保健所又は市町村保健センター
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童福祉施設又は児童相談所
- 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
- 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を講ずる施設
- 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター
- 法務省設置法（平成11年法律第93号）に規定する刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
- 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）に規定する国立児童自立支援施設
- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

- 3 -

精神・障害保健課公認心理師制度推進室
 電話：03-5253-1111（内線3113、3112）

別添1

実習科目の内容等について

実習内容	大学における実習科目	大学院における実習科目
	実習生が、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援（公認心理師法（平成27年法律第68号。以下「法」という。）第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの）を行う。	次の（ア）～（ウ）について、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践しながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受ける。医療機関以外の施設では、見学を中心とする実習も含む。 （ア） 要支援者へのチームアプローチ （イ） 多職種連携及び地域連携 （ウ） 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
	次の（ア）～（オ）について、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践しながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受ける。医療機関以外の施設では、見学を中心とする実習も含む。 （ア） 要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （イ） 要支援者へのチームアプローチ （エ） 多職種連携及び地域連携 （オ） 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	学内施設又は主要5分野に関する学外施設。学外施設については、主要5分野のうち、3分野以上の施設で行うことが望ましい。なお、医療機関（病院又は診療所）における実習は必須とする。
実習場所	保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野（以下「主要5分野」という。）に関する学外施設。なお、当分の間、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習を実施しないことも差し支えない。	
実習時間	80時間以上	450時間以上
実習指導者	実習施設には、実習指導者を置く。実習指導者は、大学等の実習担当教員と連絡しつつ、実習生への指導を行う。 ※学外施設の実習指導者の要件（以下のいずれも満たす者） 1. 公認心理師資格取得後5年以上公認心理師の業務に従事した者 2. 施行規則第3条第4項に規定する講習会を受講した者 ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開講する大学等が適当と認める者（医師又は心理職等）を実習指導者とすることができ	

- 2 -

- に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、基幹相談支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園
- 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に規定する子ども・若者総合相談センター
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業を行う施設
- 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣及び厚生労働大臣が認める施設

- 4 -

国立障害者リハビリテーションセンターとの連携 —「発達障害者地域支援推進事業実地研修」をのぞみの園において開催—

地域支援部長 小林 隆裕

当法人では、国立障害者リハビリテーションセンターで実施されている発達障害者地域支援推進事業の柱のひとつである実地研修のうち、いわゆる「触法」分野における実地研修を当法人内において12月5日（水）～6日（木）の2日間にわたり実施しました。この実地研修は発達障害者支援に関し、地域のリーダーとしての活躍が期待される者が、困難事例に対応するためのノウハウを体験的に学ぶことを目的とし、開催されたものであり、本稿ではこの取組みについてご報告をさせていただきます。

I. 発達障害者地域支援推進事業について

発達障害者地域支援推進事業は厚生労働省が取り組む発達障害者支援施策のひとつであり、より多様化が見込まれる支援ニーズに対し、すべての地域で実効性のある取組みが行われるよう「発達障害者支援センターや発達障害者地

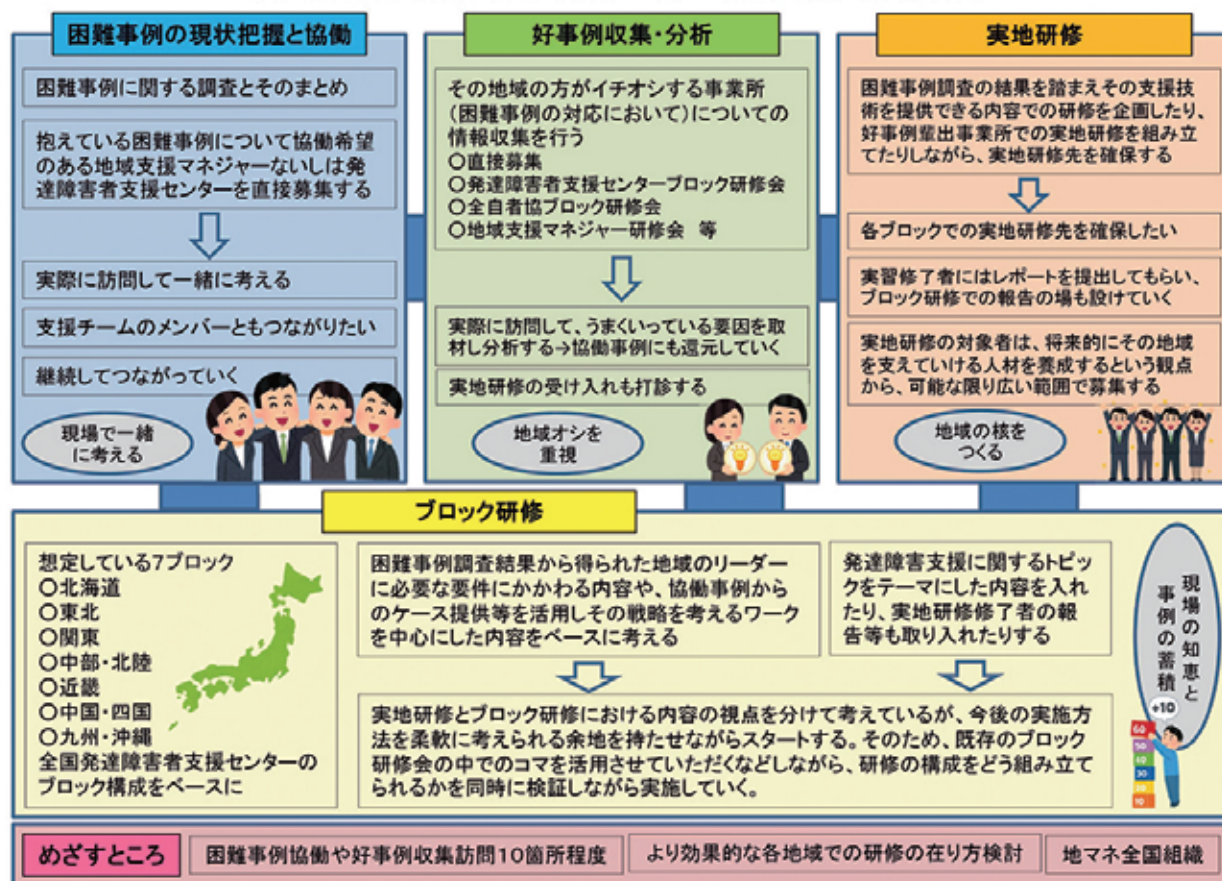
域支援マネージャーが抱える困難事例に係る支援」「困難事例への先進的な支援を行う事業所における実地研修の普及支援」を行うものとして創設されたものです。

この事業の中で、発達障害者地域支援推進事業実地研修は発達障害に対する理解を深め、その専門性を高めるため国が指定した民間施設等において、発達障害者支援センター職員等を対象として実施されています。

発達障害者地域支援推進事業の柱は4つであり、①困難事例の現状把握と協働、②好事例収集・分析、③実地研修、④ブロック研修であり、そのイメージは下図のようになります。

国立障害者リハビリテーションセンターが、これまでに47都道府県および、20の政令指定都市の発達障害者地域支援マネージャーおよび、発達障害者支援センター向けに実施した困難事例の調査結果では、苦慮している困難事例は「家

発達障害者地域支援推進事業 イメージ図（2018. 8現在）



院内暴力」「ひきこもり」「強度行動障害」が多く、地域のリーダーとして必要な要件としては「アセスメント」「障害に関する知見」であり、それらを踏まえた形で実地研修やブロック研修が組まれています。また、いくつかの地域で困難事例を規定しているところもあり、「触法」は最初から困難事例として規定をされていることが多いことから実地研修として取り組まなければならない課題として位置づけられるものでした。これらの状況から「触法」分野の実績を持つ当法人に対して協力が求められ実地研修を行ったものとなりました。

Ⅱ. 当法人における実地研修プログラム

発達障害者地域支援推進事業実地研修として当法人において実施された実地研修は、国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターを窓口には募集が開始され、第1回目を12月5日（水）～6日（木）の2日間にわたり実施しました。募集に当たっては困難事例、支援を行っている対象者の事例を所定の書式に記載していただき提出をすることが前提となりました。参加者自らが抱える事例のうち「触法」はその対応のノウハウの蓄積が無く、持ち寄った事例を実地研修において経験のある当法人職員等による検討を行い、対応方法や支援方法において助言を行う事によって解決の糸口を少しでも持つてもらえるようにするための取組みとしました。

研修の1日目はオリエンテーションに続き、参加者の持ち寄った事例を検討し、生育歴や環境、障害などから分析をし、事例の対応方法について援助、助言を行いました。加えて、事例検討の時間中に当法人における10年の取組みを報告すると共に、対象者の理解や、福祉で支援をするための基本的考え方、支援の基本原則等を参加いただいた皆さんにお伝えしました。

2日目は現在入所中の当事者から、話を聞く中で「触法」

	場所	テーマ	研修内容
9:00～10:00	事業企画部	オリエンテーション	・国立のそまの施設説明 ・研修中の諸注意等
10:00～12:00	事業企画部 or 自治訓練ホーム	講義	・のそまの国における触法障害者への支援の考え方
12:00～13:00		休憩時間	
13:00～16:00	事業企画部 or 自治訓練ホーム	事例検討	・対象者が持ってきた困難事例の検討～事例がない場合は模擬事例の検討 (困難事例を受講者、自治訓練ホーム支援員及びのそまの施設職員等で意見交換)
16:00～17:00	事業企画部 or 自治訓練ホーム	1日目を振り返る	・1日目を振り返り、意見交換
9:00～12:00	自治訓練ホーム	自治訓練ホームを回る	・利用者との意見交換会及び自治訓練ホームでの業務を体験する。
12:00～13:00		休憩時間	
13:00～15:00	かわせみ寮 ちくれん寮 あかし寮	総合施設見学	・強度行動障害支援での施設化等の環境設定及び支援方法の見学 ・高齢者支援の連携設定及び支援内容の見学 ・医療的配慮が必要な支援現場の見学
15:00～17:00	事業企画部	研修まとめ	・総括、2日間を通しての振り返り

といわれる行為に至った人が福祉的な支援を受けた後に何をきっかけに変容を遂げてきているのか体験的に学ぶ時間も設定をしました。

Ⅲ. 参加者からの感想として

参加を頂いた方からの感想は「参加して良かった」「アセスメントの上で、個人年表から読み解くという発想がこれまでの自分には無かった」「アセスメントは本人と共に作っていくことは基本だけど大事」「犯罪サイクルは勉強になった」「再犯時の対応を事前に検討しておきたい」「レベルの高い支援をしている事がわかった」「時間はかかるだろうけど現在担当をしている方が、どうしてこういう状況に達してしまったのか本人の語りから聞いてみたい」「当事者から話を聞いたことは大変有意義であった」等、非常にこの研修に対して好意的で今後の支援についても建設的な意見が聞かれ、この研修を受けることにより参加者がエンパワーされた様子が伝わってきました。



Ⅳ. 今後の取り組み、予定

国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターでは当法人で行った実地研修を今後も継続して行っていく予定であります。申込み先は当法人では行っておりませんので、下記の連絡先に直接お問い合わせください。

〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地

国立障害者リハビリテーションセンター

発達障害情報・支援センター 加藤 潔発達障害支援推進官

電話 04-2995-3100 (内2595)

FAX 04-2995-3137

E-mail kato-kiyoshi@rehab.go.jp

(平成30年度については、平成31年1月23日（水）、24日（木）、平成31年2月6日（水）、7日（木）にも実地研修を予定しています)

発達障害者の支援においては、今後も国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を継続し、協力関係を発展させていきたいと考えています。

診療所での医療サポート のぞみの園における感染症－特に耐性菌と院内感染について－

参与 瀬川 徹

平成30年8月、某国立大学病院で、入院患者さん15人から抗菌薬が殆ど効かない多剤耐性アシネトバクターが検出され、8人が死亡したと新聞に報道されました。これは集中治療室を中心に院内感染が広がった可能性が高いと考えられています。耐性菌の恐ろしいところは、目に見えないことで、検査をしなければ存在を確認する事は出来ず、知らない間に広がる可能性がある点です。また、いったんアウトブレイクが起これば、封じ込めに多大な労力とコストがかかります。更に耐性菌による院内感染は医療事故と考えられる事が多いため、医療施設としては重く受け止め、今回当法人内診療所での感染症、特に耐性菌感染について調べてみました。

平成29年度（平成29年4月－平成30年3月）に感染症に罹患し、細菌培養検査を行い感染の原因として検出された細菌につき検討しました。細菌の検出検体は、喀痰42例、尿27例、褥瘡11例、便3例、その他5例でした。検出頻度が高い細菌としては、喀痰では緑膿菌、セラチア菌、尿では大腸菌、腸球菌、褥瘡ではプロテウス菌、肺炎桿菌の順でした。耐性菌については、喀痰では、MRSA 4例、大腸菌ESBL 3例、インフルエンザ菌(BLNAR) 2例、尿では大腸菌ESBL 6例、MRSA 3例、肺炎桿菌ESBL 1例、褥瘡ではMRSA、大腸菌ESBLが共に2例でした。これら耐性菌の検出状況は、散発的に認められていましたが、検出された耐性菌は、MRSAと大腸菌ESBLが多く、院内感染によるものが疑われます。

注）BLNAR：β－ラクタマーゼ非産生アンピシリン耐性

耐性菌のうち多く認められた、MRSA感染症とESBL感染症につき説明します。MRSAとはメチシリン耐性黄色ブドウ球菌という意味ですが、実際はペニシリン系、セフェム系、アミノ配糖体系など多くの抗菌薬に耐性を持った菌で、治療に難渋する菌です。MRSAは健康な人でも、身体の至る所（鼻腔、便、皮膚）にいます。MRSA感染症を起こしやすい人は、抗菌薬を長期間使用する場合、免疫不全の人に起こりやすいと言われ、重い感染症としては、肺炎、腸炎、敗血症などや褥瘡を悪化させることもあります。

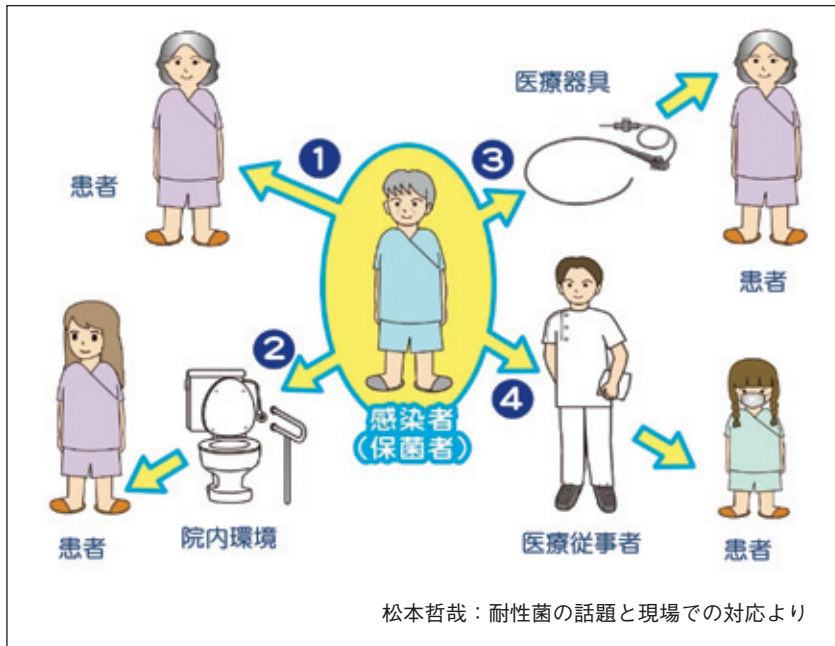
一方ESBLとは、基質特異性拡張型β－ラクタマーゼのことです。β－ラクタマーゼとはペニシリン系、セフェム系などいわゆるβ－ラクタム薬を分解して抗菌活性を無効にする酵素です。ESBL産生菌は、MRSAと同様、多剤に耐性の細菌で、院内感染の重要な原因菌のひとつです。ESBLを産生する菌は大腸菌などのグラム陰性桿菌です。この菌は尿や便、創部などの病変や水回りの環境に生息します。したがって尿道カテーテルの不適切な取り扱いで、院内感染として広がることがあります。

薬剤耐性と院内感染

専門的となりますが、細菌の薬剤耐性メカニズムとしては、1)細菌を覆っている膜を変化させて、薬が入りにくくする。2)細菌に入って来た毒を外に汲み出してしまう。3)抗菌薬が作用する部分を変化させ、抗菌薬が入って来ても効果が出ないようにする。4)細菌に届く前に化学変化で分解してしまう。5)大量の液で細菌自体を覆い、薬から身を守る。この1)から5)の耐性機構は、細菌が本来持っていたり、他の細菌から譲り受けたり、抗菌薬投与で誘導されたりします。また人的な要因で耐性菌を増殖させてしまうこともあります。それは不適切な抗菌薬の投与により、薬剤耐性菌以外の細菌が減少し、薬剤耐性菌が増殖しやすい環境となり耐性菌が増殖し広がっていきます。抗菌薬の開発と細菌の耐性獲得はいたちごっこです。人類が新たな抗菌薬をいくら開発しても、細菌は新しい薬剤に対して次から次へと耐性化してしまうのです。

今回の耐性菌感染としては、喀痰ではMRSA、尿では大腸菌ESBLが多く、褥瘡ではMRSAと大腸菌ESBLが共に半数ずつとの結果でした。一般に耐性菌が伝搬する経路としては、①患者さんから患者さんへ、②患者さんから院内環境を介して患者さんへ、③患者さんから医療器具を介して患者さんへ、④患者さんからスタッフを介して患者さんへの4つのルート（図1）が考えられます。院内感染対策として重要なことは、患者さんへの伝播防止と感染症発症のリスク軽減であります。

図1. 耐性菌の伝播ルート



院内感染対策

接触感染に対する標準予防策としては、イ) 手洗い／手指衛生の励行と手袋の着用、ロ) 呼吸器の防護（マスク）の着用、ハ) 防護具（手袋、エプロン、ガウン）の着用、ニ) 患者さんのケアに用いられる器具や物品の管理、ホ) リネンや洗濯物の管理、ヘ) 皿、コップ、グラス、その他使用する食器の管理、ト) 日常および定期的な清掃、管理が予防策の基本です。また耐性菌を減少させるためのシステムとして、定期的な耐性菌報告システム（診療所では毎週）、耐性菌に対する投与抗菌薬の定期的な報告（月1回の感染対策委員会にて）を行っています。これらの管理運営により、現在まで耐性菌のアウトブレイクは回避されています。耐性菌発生の現場において大切なことは、耐性菌を広げさせないための対応だと思えます。それには、まず病原微生物が接触感染により伝播する耐性菌か、空気感染する微生物かを知ることが必要です。今回のMRSA、ESBLは共に接触感染であり、感染予防策としては、標準予防策＋接触予防策が必要です。すなわち手洗いによる手指衛生、個室または集団隔離が望ましく、患者さんの部屋へ入室時は、防護具（手袋・エプロン・ガウン）の着用を行い、患者さんごとに専用の器具の使用を行うことです。これら感染予防策をスタッフ全員で遵守することにより、耐性菌の院内感染は最小限にとどまっていると考えています。

法人内の入所者は抵抗力が弱い高齢者が多く、感染すると重症化しやすいと考えられます。更に集団で生活してい

るため感染拡大のリスクが高い、障害者では衛生管理、感染対策への協力が得られにくい、などの特徴を有しています。したがって特に耐性菌感染の場合は、起炎菌の陰性化が証明されなければ、生活寮への退院は躊躇されます。特に肺炎の起炎菌が薬剤耐性菌の場合は、隔離管理を原則としており、喀痰吸引等の処置で入室する際のガウン・マスクの着用および感染廃棄物の分別処理、手指消毒の励行をしっかりと遵守することが大切です。一方、感染患者の隔離解除は、原則として連続2回の細菌培養検査で陰性の結果となることを条件としています。また治療面でも使用抗菌剤の選択および投与量・投与期間も重要であることは言うまでもありません。

一般に頻度の高い感染源としては、1) 潜伏期にも感染力がある感染源（麻疹、インフルエンザなど）、2) 感染源を封じ込めることが困難な感染症（MRSA保菌者など）、3) 感染経路を遮断することが困難な感染症（空気感染など）、4) 少量の微生物でも感染が起こりやすい感染症（ノロウイルスなど）、5) 感染伝搬の強い感染症（インフルエンザなど）、6) 薬剤耐性菌（MRSA、多剤耐性緑膿菌など）がありますが、最近の院内感染の特徴は、抵抗力が弱い患者さんに発生しやすいこと、薬剤耐性菌や弱毒菌によるものが少なくないこと等の特徴があります。

今回の感染症例について、薬剤耐性、院内感染を中心に検討しました。しかし障害者施設において更に重要な感染症としては、インフルエンザ、ノロウイルスなどウイルスの施設内感染です。対策としては季節性インフルエンザに対しては障害者および支援者全員へのワクチン接種の予防策および罹患した障害者が所属する寮の活動停止（当法人では罹患した患者さんの隔離は困難である）、ノロウイルスに対しては嘔吐物処理法について、反復指導を職員に実施しています。更にウイルス感染が疑われて診療所受診の際は、感染室での診察となりますが、診療所内での診察室までの導線を一般受診者と別にしており、隔離部屋での診察を原則としています。これらの対策により感染拡大を最小限に食い止める様に努めています。ちなみに平成29年度はインフルエンザ10人、ノロウイルス5人の感染者数でした。今後も感染症の院内感染を防止するために、支援者および診療部職員が連携して努めていきます。

平成30年度 調査・研究の進捗状況 (厚生労働科学研究費補助金)

研究部研究課研究員 岡田 裕樹、古屋 和彦

のぞみの園では今年度、厚生労働科学研究費補助金、障害者総合福祉推進事業補助金、社会福祉推進事業補助金等の、厚生労働省による補助金研究を5テーマ実施しています。その内、厚生労働科学研究費補助金では、「総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究」、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」の2テーマを実施しています。この2テーマは更に細分化され、5本の調査・研究、ガイドラインや好事例集の作成など、多岐にわたっています。そこで今回は、この2テーマの取組みについてご紹介いたします。

I. 「総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究」

平成28～29年度に厚生労働科学研究で実施した「障害者福祉施設及びグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究」において、障害支援区分5・6の重度障害者の利用者が増加しており、同事業が重度等に対応せざるを得ない状況にあることがわかりました。一方、共同生活援助利用者の4割を占める障害支援区分なし、区分1、区分2の利用者は、短期間の入退所の割合が高い状況です。さらに、企業等で働きながら共同生活援助の継続利用を望む者も多く、同事業に対するニーズの多様性が明らかになっています。このような背景を踏まえ、平成30年度から重度の障害者への対応や地域生活、就労の継続に対応する新しいサービスが創設されました。新たに創設される自立生活援助や就労定着支援等との関係を含め、実態調査を行う必要があると考えられます。

そこで本年度は、平成30年度より新たな類型として実施される障害福祉サービス、さらには支給決定状況として拡大されるサービス等について、その効果の検証を行うことにより、今後の法改正や報酬改定に際しての基礎資料とすることを目的に、以下の4つの調査・研究を行います。

1. 日中サービス支援型共同生活援助事業の実施に向けた共同生活援助事業所の実態調査
2. 重度障害者等包括支援事業のサービス利用の実態調査
3. 共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援事業所における自立生活援助に関する実態調査
4. 重度訪問介護の訪問先拡大に関する支援、利用状況等についての実態調査

I-1. 「日中サービス支援型共同生活援助事業の実施に向けた共同生活援助事業所の実態調査」

平成30年度から、共同生活援助の新類型である日中サービス支援型共同生活援助事業がはじまりました。この新サービスの効果や課題を検討するうえで、共同生活援助事業所

における重度障害者の実態調査を行う必要があります。そこで本年度は、全国のグループホーム運営事業所6,570か所に対し、①グループホーム利用者の基本情報、②グループホーム職員の基本情報、③グループホームでの加算取得状況について、アンケート調査を行っています。

- 平成30年8～9月 アンケート調査の実施
- 平成30年10～12月 アンケート調査の分析
- 平成31年2月 有識者による検討委員会で報告

I-2. 「重度障害者等包括支援事業のサービス利用の実態調査」

重度障害者等包括支援事業（重度包括）は、仕組みが誕生してから10年以上が経過していますが、全国で30人程度の利用実績しかなく普及が進んでいません。平成28年度に厚生労働科学研究で実施した「障害者福祉施設及びグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究」において、利用者全員が重度・最重度の知的障害があり（I類型の利用実績なし）、様々なサービスを組み合わせた支援を受け、いくつかの事例では包括的支援の特徴を活かした運用が行われていることが明確になりました。一方、事業所の運営上の課題は大きく、度重なる制度改正に取り残される、煩雑な事務負担が大きいといった課題も明確になりました。本年度は、重度障害者等包括支援の次期報酬改定を踏まえ、利用者の増加している事業所及び3人以上の利用者が前回調査以降も継続している事業所6か所に対し、ヒアリング調査を実施し、事業所の運営状況及び利用実態を明らかにすると共に、重度障害者の支援のために必要な改善点等の課題を明らかにしていきます。

- 平成30年8～11月 ヒアリング調査の実施
- 平成30年11～12月 ヒアリング結果の分析
- 平成31年2月 有識者による検討委員会で報告

I-3. 「共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護支援事業所における自立生活援助に関する実態調査」

定期的な巡回訪問や随時の対応等によって、障害者の地域生活を支援する新たなサービスとして「自立生活援助」が、平成30年4月の障害者総合支援法報酬改定に伴い創設されました。主なサービス提供者は相談支援事業所と想定されますが、それ以外の共同生活援助、施設入所支援、宿泊型自立訓練、居宅介護事業所等について、サービス開始後の実施状況や課題等について把握し、自立生活援助の全体的な検証を行うことが必要と考えられます。本年度は、各都道府県、政令指定都市、中核市の上記4事業の自立生活援助の指定状況等を調査し、その全体像を把握します。さらに、サービスを提供している事業所を抽出し、現在のサービスの実施状況や課題等についてヒアリング調査を行い、現時点での実態も把握していきます。

- 平成30年11～12月 アンケート調査の実施
- 平成30年12～平成31年1月 ヒアリング調査
- 平成31年2月 有識者による検討委員会で報告

I-4. 「重度訪問介護の訪問先拡大に関する支援、利用状況等についての実態調査」

今年度の報酬改定に伴い、重度訪問介護はサービスの対象が拡大（医療機関に入院時の支援が可能）となりました。重度や医療的ケアが必要な利用者の支援に係る重要なサービスである重度訪問介護について、対象拡大後の状況を中心に、サービスの実施状況や課題等について把握し、検証を行うことが必要と考えられます。今年度は、サービスの対象が拡大となった重度訪問介護について、サービス提供者である居宅介護事業所や利用者等を対象に、対象拡大したサービスについての実態把握及びその効果の検証を行うことを目的に、障害者団体、居宅介護事業所等を対象に、サービスの実施状況や利用者のニーズ等についてヒアリング調査を行います。

- 平成30年11～12月 障害者団体へのヒアリング調査
- 平成31年1月 サービス提供事業所へのヒアリング調査
- 平成31年2月 有識者による検討委員会で報告

II. 「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」

平成29年度厚生科学特別研究事業「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」において、障害者の福祉的就労と日中活動を提供する

中心的役割を担う就労継続支援B型事業（以下就労B型）、生活介護事業（以下生活介護）についての実態把握を目的として、全国の事業所4,000か所を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果から、高齢や重度の利用者の支援、長距離の送迎支援、工賃の向上や地域の社会資源の不足等の課題があることが明らかになりました。

本年度は、平成30年度厚生労働科学研究「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」として、就労B型、生活介護の活動内容の標準的なものや地域特性に応じた取組み等を整理し、今後の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上につなげるためのガイドラインや好事例集等を示すことを目的としています。具体的には、以下の方法によって調査研究を実施します。

①自治体を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査

全国の都道府県、政令指定都市、中核市121自治体を対象に、就労B型、生活介護事業所に関する状況や課題についてのアンケート調査及びヒアリング調査を実施します。

②事業所を対象としたヒアリング調査

全国の就労B型、生活介護事業所を対象に訪問し、利用者の状況や具体的な実践内容、地域との連携等についてヒアリング調査を実施します。

- 平成30年9～10月 アンケート調査の実施
- 平成30年10～平成31年1月 ヒアリング調査の実施
- 平成31年2月 有識者による検討委員会で報告

以上2年間にわたる研究の報告の場として、「研究報告会 障害者の福祉的就労と日中活動サービスー就労継続支援B型・生活介護の事業と支援のあり方についてー」を開催いたします。詳細は以下になります。

【開催日時】 平成31年1月18日（金） 9:30～14:30
 【会 場】 品川フロントビル会議室
 （東京都港区港南 2-3-13）
 【定 員】 200人（先着順）
 【参 加 費】 無料
 【内容（予定）】
 9:30 開会・主催者挨拶（国立のぞみの園理事長・深代敬久）
 9:35 厚労省挨拶
 9:50 講演 朝日雅也氏（埼玉県立大学）
 「障害者の福祉的就労と日中活動を展望する」
 11:00 研究報告（国立のぞみの園研究部）
 11:45 休憩
 12:45 シンポジウム
 <登壇者（予定）>
 志賀利一氏（社会福祉法人横浜やまびこの里）
 大村美保氏（筑波大学）
 相馬大祐氏（福井県立大学）
 進行：日詰正文（国立のぞみの園研究部部長）
 14:30 終了

これらの研究を行う上で、全国の事業所、自治体等多くの方々からご協力をいただいております。今後も当法人の調査研究へのご助言、ご協力をよろしくお願いいたします。



共に生きる

Column

第16回のぞみふれあい フェスティバル開催

第16回のぞみふれあいフェスティバル実行委員長 川田 圭祐

当法人では、のぞみの園の現状や利用者の様子を地域の皆様に理解していただくために、一年に一度、園内を開放して「のぞみふれあいフェスティバル」を開催しております。

このフェスティバルも、のぞみの園の利用者やご家族、職員並びに地域の方々が、楽しみながら交流できるイベントとして恒例となり、16回目を迎えることができました。毎年、楽しみにしてくださる方も多く、年々、期待度が高くなっているようです。

今年は、「笑い愛 わかち愛 ささえ愛 愛でつながる地域の輪」をスローガンに、当法人の各部から選出された35人の実行委員により、フェスティバルの会場全体が愛でつながるような様々なイベントを考え、フェスティバルの成功のため、万里一空の思いで準備を進めて参りました。

本稿では、当日の様子について紹介いたします。

開会式は、頼政太鼓のオープニングから始まり、深代理事長による主催者挨拶や高崎市市議会議長、地元地域の区長会長からのご挨拶をいただき、のぞみの園利用者代表の方が開会を宣言いたしました。

ステージでは、高崎頼政太鼓の演舞、プロマジシャンのマジックショー、高崎健康福祉大学高崎高等学校ダンス部によるパワフルなダンス、群馬のご当地ヒーロー「G-FIVE」ショー、恒例の「のど自慢大会」が行われ、大変盛り上がりました。また、ステージに併設した「ふあふあ遊具」も、地元の子どもたちや当法人の障害児通園事業所「れいんぼ～」の利用者で大賑わいとなり、ステージ周辺は歓声と笑声で包まれていました。

屋外では、のぞみの園で生産している椎茸の納品先である有名焼き肉店「叙々苑」など、飲食や販売店が34店舗並び、たくさんの方で賑わっていました。地元の飲食店が半

数以上を占め、さらには障害福祉サービス事業所の出店も多くなり、フェスティバルはもちろんのこと、のぞみの園が地域に親しまれていることがわかりました。

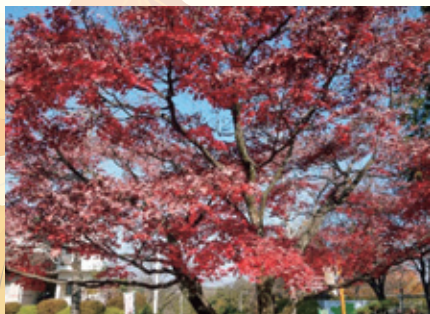
その他にも、好評の施設内見学ツアーや福引き、スタンプラリー、絵画作品の展示など様々なイベントが行われました。どれも、充分に楽しんでいただけた内容ではないかと思っています。

今年のフェスティバルは、途中、にわか雨が強く降り、来園者が雨をしのぐ場面があったものの、2200人の来場者があり、平成最後のフェスティバルを大盛況で締めくくることができました。来場された方々には、ご不便をおかけしたことも多かったと思いますが、利用者や保護者、職員、そして地域の方々が一つになって楽しい時間を過ごせたことは、大変有意義で素晴らしいことだと思っています。

来年度も、そしてこれからもフェスティバルが開催され、地域に開かれ、親しまれる「のぞみの園」でありたいと考えております。



のぞみの園 ふれあいゾーンだより



国立のぞみの園では、紅葉の季節になると銀杏や楓の葉が色づき、とても美しい風景となります。

ふれあいゾーンを訪れた人たちの中には、見事な紅葉の風景に携帯カメラで写真撮影を行っている方もいます。また、クリスマスの時期を迎えるとふれあいゾーンにおいて、職員が協力してイルミネーションの飾り付けを行い、日没から夜間まで華やかに彩っています。

冬の淋しい夕暮れ時に、地域の方々や施設利用者、のぞみの園通所利用者が帰宅の際に色とりどりにライトアップされたガーデンを楽しんでいます。

また、ふれあいゾーンについては、のぞみの園ホームページにおいて、ご紹介しています。

研修・養成

のぞみの園では、障害福祉や保健医療に従事する皆さまに対して、全国の障害者支援施設や関係機関などで課題となっている「高齢の知的障害者等への支援」や「著しく行動障害等を有する者等への支援」、「矯正施設等を退所した知的障害者への支援」、「発達障害児・者等への支援」などをテーマに取り上げ、支援の現場で役立たせていただくために、下記の研修会やセミナーなどを開催します。

皆さまのご参加をお待ちしております。

I 国立のぞみの園福祉セミナー 2018

高齢知的障害者支援セミナー

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成31年1月24日(木)
- ③場 所／高崎シティギャラリー(群馬県高崎市)
- ④定 員／200名
- ⑤募集案内／現在受付中です。当法人HPをご覧ください。

II 矯正施設を退所した知的障害者への支援研修

非行・犯罪行為に至った知的障害者を支援し続ける人のための双方向参加型研修会(実践者研修会)

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成31年2月14日(木)～15日(金)
- ③場 所／KFC Hall & Rooms国際ファッションセンター
(東京都墨田区)
- ④定 員／140名
- ⑤募集案内／現在受付中です。当法人HPをご覧ください。

III 障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究

障害者の福祉的就労と日中活動サービス—就労継続支援B型・生活介護の事業と支援のあり方について—

- ①主 催／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ②期 日／平成31年1月18日(金)
- ③場 所／品川フロントビル会議室(東京都港区)
- ④定 員／200名
- ⑤募集案内／現在受付中です。当法人HPをご覧ください。

IV 国立のぞみの園支援者養成現任研修

- ①コ ー ス／・高齢知的障害者支援コース
・行動障害者支援コース
・矯正施設を退所した知的障害者支援コース
・発達障害児支援コース
- ②期 日／平成31年4月～(随時受入)
- ③場 所／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- ④募集案内／平成30年度は終了しました。
次年度の募集は当法人HPをご覧ください。

ボランティア募集

一般の方および学生(個人・団体)のボランティアを募集しています。ご興味、ご関心のある方は、下記までご連絡ください。できること、得意なこと、してみたいことなど、ご希望のボランティア活動を探すお手伝いをさせていただきます。

お問い合わせ先／国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課(担当:岩田)
TEL 027-320-1322

【お申し込み・お問い合わせ先】

国立のぞみの園 事業企画部研修・養成課
(担当:新井)

TEL027-320-1357 FAX027-320-1368

強度行動障害支援者養成研修【基礎研修】 受講者用テキスト

本書は、強度行動障害支援者養成研修の「基礎研修」用テキストです。研修の内容を单元ごとに整理し、パワーポイントと対応する詳細な解説をまとめています。のぞみの園主催の指導者研修（国研修）では、このテキストをベースに研修を行っています。都道府県研修の際のテキストとして、同カリキュラムとなった「行動援護従業者養成研修」のテキストとして、ご活用ください。

なお「実践研修」のテキストはありません。



価格1,200円（消費税・送料込）

目次

- 1 【演習】情報収集とチームプレイの基本
- 2 【講義】強度行動障害とは
- 3 【講義】強度行動障害と医療
- 4 【演習】強度行動障害とコミュニケーション
- 5 【演習】行動の背景と捉え方
- 6 【講義】構造化の基礎
- 7 【講義】支援の手順書・記録・手順の変更
- 8 【実践報告】強度行動障害への支援の実例
- 9 【講義】強度行動障害と虐待防止
- 10 【講義】強度行動障害と制度

資料

- 1 研修の構成
- 2 研修の背景
- 3 【講義】強度行動障害と医療
- 4 【実践報告】居宅サービス
- 5 【実践報告】児童施設入所
- 6 【実践報告】成人地域生活
- 7 【実践報告】成人施設入所
- 8 【実践報告】家族からの提言
- 9 【講義】虐待防止と身体拘束
- 10 【講義】強度行動障害と制度
- 11 事例集

あきらめない支援

行動問題をかかえる利用者に対する
入所施設における実践事例集

- 他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
- 興味のあるゴミを見つけると車が通っていても拾いにいくとする
- 調味料や洗剤を飲み干す

このような行動が頻繁に見られる利用者に、快適な生活を保障するためには…

自閉症の方への支援を提供する中で驚き・喜び・成果が見られない焦りなど、多くのエピソードをたくさん詰めた実践事例集となっています。



価格1,000円（消費税・送料込）

目次

- 1 実践事例に登場する6人のエピソード
- 2 実践のポイント1：4つの基本戦略
- 3 事例1：ちょっとしたことがきっかけでパニックになるAさん
- 4 実践のポイント2：余暇と自立課題
- 5 事例2：毛布とお風呂が大好きなBさん
- 6 実践のポイント3：意味ある活動とスケジュール
- 7 事例3：ちょっとした時間にいろんなものを口にするCさん
- 8 実践のポイント4：継続的なアセスメント
- 9 事例4：楽しいおしゃべりが止められないDさん
- 10 実践のポイント5：職員のチームプレイとその背景
- 11 事例5：水分補給に強いこだわりをもつEさん
- 12 事例6：扉を強く蹴って職員に意思表示しようとするFさん

高齢知的障害者支援の スタンダードをめざして

知的障害者においても深刻化している高齢化問題。骨折や転倒、がんや生活習慣病、そしてターミナルケア…。事業所として、親として、地域として、5年後、10年後の生活をどう支えればよいのか。現在の高齢知的障害者の生活の場や生活の実例、40代から準備すべきこと等を、分かりやすく図を使いながら紹介しているほか、高齢知的障害者の支援経験が豊富な実践者からの寄稿も集約しています。



価格1,000円（消費税・送料込）

目次

- 1 高齢知的障害者支援のあり方を考える
- 2 データで見る高齢知的障害者
- 3 高齢期のすこやかな生活を支える
- 4 中年期から将来に備える
- 5 知的障害のない発達障害者の高齢化
- 6 高齢知的障害者支援のスタンダードをめざして

- オピニオン
- ・知的障害者の陥りやすい疾患とその予防
 - ・高齢期の発達障害者は増えていくのか
- コラム
- ・知的障害者にとっての働き盛りとは
 - ・グループホームにおける高齢知的障害者への支援 ほか

50歳からの支援

認知症になった知的障害者

身の回りのことは自分でできていた方が、50歳を過ぎた頃から生活に変化が。上着の袖に足を通したり、通いながれた道で迷うようになったり…。年のせいかな？と思っていたら、実は認知症だったのです。本書は、知的障害者の認知症を疑う兆候や認知症になったからの生活の変化、認知症になった利用者に関わる中で得た支援員のポイントについて、8人の事例と共に紹介しています。



価格700円（消費税・送料込）

目次

- 1 日本は世界2位の長寿国
- 2 日本の知的障害者の寿命も延びている？
- 3 知的障害者が年をとると？
- 4 知的障害者が認知症？
- 5 知的障害のあるなしによって認知症に罹患した場合の違いはあるの？
- 6 大切なのは、支援や記録を振り返ること
- 7 事例に出てくる8人の戸惑い
- 8 支援のポイント
- 9 変化に気づくために大切なこと ほか

事例で読み解く障害者虐待

「これも障害者虐待になるの?」「こんな場面に遭遇したらどうすればいいのかな...」。実は身近に起きている障害者虐待。現実的な対応方法について、養護者、障害者福祉施設従事者、使用者等による虐待事例を紹介しながら、分かりやすく解説しています。また、障害者虐待を予防するための取り組み事例も紹介しています。障害福祉関係者や当事者、自治体職員、家族会、勉強会に最適の一冊です。



価格 **1,000円** (消費税・送料込)

目次

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 第1章 テキストを読むにあたって | オピニオン |
| 第2章 養護者虐待 | ・従事者虐待からの立ち直り |
| 第3章 障害者福祉施設従事者等虐待 | ・蒲郡市における障害者虐待防止法の運用と課題 ほか |
| 第4章 使用者虐待・その他 | |
| 第5章 障害者虐待防止法のおさらい | コラム |
| 第6章 本書を読み終えて... | ・島根県版マニュアルの紹介 ほか |

こどもたちがおしえてくれたこと

—発達障害のこどもたちと向き合う臨床の現場から—

のぞみの園の診療所で、発達障害のあるこどもたちを診察していた有賀道生先生。

診察の現場で体験したことや感じたことを「臨床の現場から」というタイトルで、ニュースレター（のぞみの園発刊）に寄稿してきました。その中から全 15 の短編を1冊にまとめました。発達障害のあるこどもと向き合うご家族や支援者の方々におすすめです。

たくさんのことを、こどもたちは教えてくれます。



価格 **700円** (消費税・送料込)

目次

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ・常に「オンライン」なこどもたち | ・「委託医」として |
| ・「SNS」は安全?危険? | ・「障害者虐待防止」について |
| ・親子の「共同作業」 | ・対話には「コツ」がある |
| ・「種まき」と「水遣り」の繰り返し | ・こどもの気持ちを「日常の1コマ」に例えてみよう |
| ・こどもの「水先案内人」になること | ・「居場所」と「つながり」がこどもに必要な |
| ・こどもの「メンタルヘルスケア」について | ・「何事もきめつけない」ようにしたい |
| ・こどもたちの「診療場面」の一風景 | ・満たされない「こどものこころ」 |
| ・発達障害に関する「講演活動」より | |

理論と実践で学ぶ 知的障害のある犯罪行為者への支援

知的障害のある犯罪行為者に直接支援を行う機関で働く人等に向け、矯正施設退所後に社会に復帰するための支援について学べるテキストです。内容は、支援する心構えとしての基礎的知識を習得することを目的とした理論編と、実際に支援を行う上で必要な知識を習得することを目的とした実践編の2部構成となっています。



価格 **1,500円** (消費税・送料込)

目次

- | |
|-----------------------------|
| 《理論編》 |
| 第1章 知的障害のある犯罪行為者への支援の必要性 |
| 第2章 知的障害と犯罪の関係 |
| 第3章 知的障害と犯罪行為を理解するためのアセスメント |
| 第4章 障害者福祉による介入・支援にあたっての要点 |
| 《実践編》 |
| 第1章 矯正施設退所に向けた支援期 |
| 第2章 矯正施設退所直後からの支援期 |
| 第3章 地域生活を継続するための支援期 |

司法の期待に 福祉はどう応えるのか

～福祉の自律性と司法との連携～

知的障害等のある犯罪行為者への支援において、社会福祉の側が司法の期待にどう応えるのかという視点だけでなく、どこへ向かっていくべきかという観点も含め、福祉の自律性と司法との連携の在り方が熱く論じられています。司法福祉とは何か? 福祉に求められる役割とは何か? そんな疑問を持つ司法関係者、福祉関係者の皆様、是非読んで頂きたい一冊です!



価格 **1,200円** (消費税・送料込)

目次

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| 第1部 基調講演 「司法の期待にどう応えるのか」 | |
| | 日本福祉大学名誉教授 加藤 幸雄 |
| 第2部 鼎 談 「司法と福祉」～福祉の自律性と司法との連携～ | |
| | 日本福祉大学名誉教授 加藤 幸雄 |
| | 立命館大学法学部 森久 智江 |
| | 山口県立大学社会福祉学部 水藤 昌彦 |

お問い合わせ
お申し込み

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

研究部研究課

TEL. 027-320-1445 [平日8:30 - 17:15]
FAX. 027-320-1391 [24時間365日受信可]

お問い合わせ先のご案内

○障害福祉サービス、地域生活支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のある18歳以上の人たちを対象に、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・短期入所・日中一時支援を提供しています。

TEL.027-320-1416 【事業企画部支援調整係】

○障害児通所支援事業のご利用について

知的障害や発達障害のあるお子さんを対象に、児童発達支援・放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供しています。

TEL.027-320-1388 【診療部発達支援係】

○外来・入院診療のご利用について

障害のある人たちが安心して受診できる医療を提供しています。健康診断や医療に関する相談等も受け付けています。

TEL.027-320-1327 【診療部医事係】

○障害者とそのご家族の相談について

障害のある人たちや障害のあるお子さんのご家族からのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-327-3520 【事業企画部相談支援係】

○知的障害関係施設等で働いている人たちの相談について

障害者に対する支援について、知的障害関係施設等で働いている人たちからのさまざまな相談に対応いたします。

TEL.027-320-1366 【事業企画部事業企画係】

○研修会等の開催、実習生等の受入について

研修会やセミナーの開催、大学・専門学校などからの学生等の受入のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1357 【事業企画部研修係】

○講師の派遣、ボランティアの受入、施設見学について

当法人は研修会などの講師として職員の派遣を行っています。このため、講師の派遣、ボランティアの受入や施設見学等のお問い合わせに対応いたします。

TEL.027-320-1322 【事業企画部養成係】

○刊行物のお支払い方法

刊行物をご購入いただいた際のお支払いにつきまして、お客様の利便性を図るため、ゆうちょ銀行の取扱いを始めます。

振込口座などの詳細は、同封の用紙をご覧ください。

編集事務局からのお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転などにより、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。

お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。

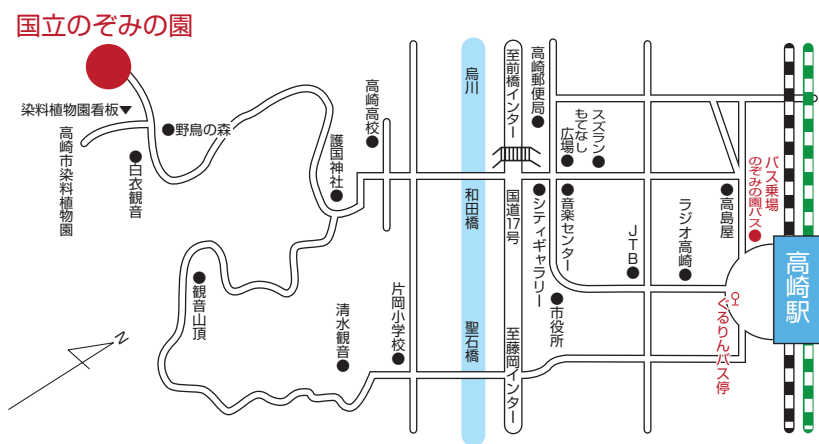
『ニュースレター』のバックナンバーは、ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> でご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。

【ニュースレター関係連絡先】

TEL.027-320-1613（総務部）

FAX.027-327-7628（直通）

アクセスマップ



国立のぞみの園へのアクセス

1. タクシー利用
所要時間【JR高崎駅（西口）より約15分】
2. バスの利用
- ①市内循環バス「ぐるりん」 乗り場8番
- ・系統番号13：JR高崎駅（西口）乗車
～「国立のぞみの園」下車
 - ・系統番号14：JR高崎駅（西口）乗車
～「国立のぞみの園」下車
- 所要時間【約40分】
- ②のぞみの園定期バス
- 所要時間【JR高崎駅（西口）より約25分】

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL.027-325-1501 (代表) FAX.027-327-7628
URL <http://www.nozomi.go.jp> E-mail webmaster@nozomi.go.jp

ニュースレター

平成31年1月1日発行 第59号（年間4回（4月・7月・10月・1月）1日発行）

平成16年8月20日創刊

編集／独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

制作／上武印刷株式会社

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2

TEL.027-325-1501 (代表) FAX.027-327-7628 (代表)

ホームページ <http://www.nozomi.go.jp>

E-メール webmaster@nozomi.go.jp

